八　受験手続の問合せ先

（一）　国民生活センター消費生活相談員資格試験ヘルプデスク
電話番号　〇四七六―三三―七一五八
受験申込書郵送先　二七〇―一三九一　印西郵便局私書箱七号（日本通信紙株式会社内）
（注）　国民生活センター消費生活相談員資格試験ヘルプデスクは、令和七年六月十三日（金）から同年九月十七日（水）まで開設する。

（二）　独立行政法人国民生活センター　教育研修部　資格制度課
電話番号　〇三―三四四三―七八五五
一〇八―八六〇二　東京都港区高輪三の十三の二十二

九　合格証の交付　試験に合格した者に対し、消費生活相談員資格試験合格証を交付する。

十　その他　地震、台風、水害等の災害その他の事情により試験を中止する場合、その旨を、ウェブサイト「消費生活相談員資格試験お知らせサイト」に掲載するとともに、該当する会場における受験を予定している者のうち、受験申込時に電子メールアドレスを登録した者に対し、電子メールを送付する方法により通知する。

〇総務省告示第二百十二号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第五十八条の十五第六項の規定に基づき、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十六条の四第二項に規定する指定講習機関として指定した一般財団法人全国危険物安全協会から主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、同規則第五十八条の十五第七項の規定に基づき、次のように公示する。

令和七年六月十六日

総務大臣　村上誠一郎

一　変更後の主たる事務所の所在地
東京都港区虎ノ門二丁目九番十六号日本消防会館八階

二　変更の日
令和六年九月二十四日

〇法務省告示第九十八号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年六月十六日

法務大臣　鈴木　馨祐

福岡法務局所属
岸本　寛成

〇外務省告示第二百十三号

令和六年十二月二十六日にアンカラで、円借款の供与に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の平成十七年二月十八日付けの交換公文に従ってトルコ共和国政府に供与されることになったボスポラス海峡横断地下鉄整備計画（Ⅱ）の実施に係る円貨による借款の支出期間（令和元年十二月十二日付けの口上書により令和六年十二月三十一日まで延長された。）がトルコ共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより更に令和九年十二月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、トルコ共和国政府との間に行われた。

令和七年六月十六日

外務大臣　岩屋　毅

〇農林水産省告示第九百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　滋賀県米原市伊吹字扇舞一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第九百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　滋賀県米原市曲谷字向手一四一八の一五四、一四一八の一〇四二から一四一八の一〇四五まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第九百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　滋賀県高島市音羽字石穴八四六の二、八四七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第九百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　滋賀県大津市滋賀里町字熊谷甲五七四、字観音堂甲六〇二、字長等山甲六一三の一、字茅花ケ谷甲六二四、字フロ山甲六七四の一、字真岩甲六七九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第九百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町大淵字カラ谷二六六八の二、二六七三の二、二六七四の二、二六八一、二六八二、黒木町笠原字塚木五八一一から五八一四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字塚木五八一二・五八一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）